

滋賀県農村滞在型余暇活動に資する ための機能の整備に関する基本方針

平成8年12月

滋 賀 県

滋賀県農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する基本方針

【目的】

第1 基本的な考え方

第2 農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する事項

1 農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する基本的な事項

(1) 機能の整備のあり方

(2) 機能の整備の進め方

2 農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備を促進するために必要な措置を講ずべき地区の設定に関する事項

3 整備地区における農用地その他の農業資源の保健機能の増進を図るための土地利用に関する事項

4 整備地区における農業体験施設等の整備に関する事項

第3 山村・漁村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する事項

1 山村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する事項

(1) 機能の整備のあり方

(2) 機能の整備の進め方

(3) 林業体験施設等の整備に関する事項

2 漁村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する事項

(1) 機能の整備のあり方

(2) 機能の整備の進め方

(3) 漁業体験施設等の整備に関する事項

第4 その他必要な事項

第1 基本的な考え方

近年、余暇時間の増大にともない物の豊かさから心の豊かさ重視への価値観の変化を背景に、都市住民を中心として余暇を利用して農山漁村に訪れ、地域の農林漁業や自然などを体験しこれに親しもうとする動きがみられる。

このような農山漁村での余暇活動をさらに滞在型に向けていくことは、ゆとりある生活を実現する上で極めて重要であり、それを受け入れる農山漁村においては、都市住民との交流による相互理解や農林水産物の販路拡大等による活性化の有力な手段となり得るものである。

本県においては、県土の中央部に琵琶湖を抱え、水稻をはじめとする多様な農林水産業が展開されており、湖国の緑と併せて、県民や本県を訪れる人々に潤いとやすらぎを与えている。このような中で、今、本県が推進している新しい淡海文化の創造や自然環境にも十分配慮し、農山漁村での滞在型の余暇活動に資するための機能の整備の促進を図ることとし、市町村において計画を定めるに当たっての指針となるべき基本方針を定める。

第2 農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する事項

1 農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する基本的な事項

(1) 機能の整備のあり方

農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に当たっては、都市住民等に農業に対する理解を深められる多様な余暇活動の提供が可能となるよう、また、農業・農村の活性化に資するよう、次のような性格および機能を有する地域の整備をめざす。

- ア 琵琶湖をはじめとする豊かな自然を保全しながら、自然との共生を目指し湖国にふさわしい良好な農村景観を形成する。
- イ 自然資源や地域で伝承されている郷土料理・伝統工芸・伝統芸能等といった地域の諸資源を活かし、農業体験など多様な余暇活動の場を提供する。
- ウ 農業体験施設等交流施設を総合的・一体的に整備する。
- エ 農業振興や関連産業の振興につなげ、地域の活性化を図る。

(2) 機能の整備の進め方

農業滞在型余暇活動に資するための機能の整備に当たっては、次の事項を留意しつつ、農業団体、市町村等関係者の有機的な連携を図り、計画的・一体的な整備を進める。

- ア 自然環境や周辺景観との保全・調和に配慮する。
- イ 質の高いサービスを提供するなど快適で安全な農業体験ができるよう努める。
- ウ 地域資源の活用や地域住民の主体性・創意工夫を活かしながら、地域に密着した整備を進める。
- エ 地域の特性を活かした特産品づくりなど農産物や農産加工品の開発・生産を進め、さらに販売促進を図りながら、地域の農業および関連産業の振興に努める。
- オ 農業体験の指導、施設の運営等を行う人材の育成に努めるとともに、女性・高齢者が持つ能力の活用を図る。
- カ 優良農地の維持・保全等を図るため、土地利用関係法令の適切な運用等により、秩序ある土地利用の推進に努める。

2 農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備を促進するために必要な措置を構ずべき地区の設定に関する事項

農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備を促進するために必要な措置を構ずべき地区（以下「整備地区」という。）の設定は、次の要件を満たす地域とする。

- (1) 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第6条第1項の規定により指定された農業振興地域内の地域
- (2) 農業者等の合意形成が図られているなど農村滞在型余暇活動への取組みを進めることに適した地域

3 整備地区における農用地その他の農業資源の保健機能の増進を図るための土地利用に関する事項

- (1) 地域固有の農村景観に配慮しつつ良好な農村景観の維持・形成を図る。
- (2) 農用地その他の農業資源の有する多面的な機能の十分な発揮を図る。

4 整備地区における農業体験施設等の整備に関する事項

農業体験施設等の整備に当たっては、次の事項に留意する。

- (1) 琵琶湖をはじめとする地域の自然環境や農業生産活動との調和、良好な景観や生活環境等の保持・形成・秩序ある土地利用にも十分配慮する。
- (2) 地域の特性や自然条件等を活かし、四季を通じて利用される魅力的な施設整備に努める。
- (3) 農業および農村地域社会に対する理解を深めることができる内容と形態を有する施設整備に努める。
- (4) 地域住民の意向が十分反映されるよう努めるとともに、女性・高齢者が能力を発揮できるよう配慮する。
- (5) 既存の施設との調和を図りながら、総合的・計画的に配慮し、相互に有機的な連携を図る。

第3 山村・漁村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する事項

1 山村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する事項

(1) 機能の整備のあり方

山村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に当たっては、都市住民等に林業に対する理解を深められる多様な余暇活動の提供が可能となるよう、また、林業・山村の活性化に資するよう、次のような性格および機能を有する地域の整備をめざす。

ア 琵琶湖をはじめとする豊かな自然を保全しながら、自然との共生を目指した湖国にふさわしい良好な山村景観を形成する。

イ 自然資源や地域で伝承されている郷土料理・伝統工芸・伝統芸能等といった地

域の諸資源を活かし、林業体験など多様な余暇活動の場を提供する。

ウ 林業体験施設等交流施設を総合的・一体的に整備する。

エ 林業振興や関連産業の振興につなげ、地域の活性化を図る。

オ 県土の保全等森林の持つ多面的機能が高度に発揮される森林・林業地域の形成をめざす。

(2) 機能の整備の進め方

山村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に当たっては、次の事項を留意しつつ、林業団体、市町村等関係者の有機的な連携を図り、計画的・一体的な整備を進める。

ア 自然環境や周辺景観との保全・調和に配慮する。

イ 質の高いサービスを提供するなど快適で安全な林業体験ができるよう努める。

ウ 地域資源の活用や地域住民の主体性・創意工夫を活かしながら、地域に密着した整備を進める。

エ 地域の特性を活かした特産品づくりなど林産物や林産加工品の開発・生産を進め、さらに販売促進を図りながら、地域の林業および関連産業の振興に努める。

オ 林業体験の指導、施設の運営等を行う人材の育成に努めるとともに、女性・高齢者が持つ能力の活用を図る。

カ 都市住民等の余暇活動と地域の森林の保全・整備および林業生産活動と地域社会活動との調和ある共存に努める。

キ 地域の森林所有者、森林組合等の意向を反映させつつ、森林の森林保健機能の増進に関する特別措置法に基づき、森林の施設と森林保健施設の整備を図るなど森林の多面的な機能の高度発揮に努める。

(3) 林業体験施設等の整備に関する事項

林業体験施設等の整備に当たっては、森林法（昭和26年法律第249号）等関係法令と適正な調整を行うとともに、次の事項に留意する。

ア 琵琶湖をはじめとする地域の自然環境や林業生産活動との調和、良好な景観や生活環境等の保持・形成、秩序ある土地利用にも十分配慮する。

イ 地域の特性や自然条件等を活かし、四季を通じて利用される魅力的な施設整備に努める。

ウ 林業および山村地域社会に対する理解を深めることができる内容と形態を有する施設設備に努める。

エ 地域住民の意向が十分反映されるよう努めるとともに、女性・高齢者が能力を発揮できるよう配慮する。

オ 既存の施設との調和を図りながら、総合的・計画的に設置し、相互に有機的な連携を図る。

2 漁村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する事項

(1) 機能の整備のあり方

漁村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に当たっては、都市住民等に漁業に対する理解を深められる多様な余暇活動の提供が可能となるよう、また、漁業・漁村の活性化に資するよう、次のような性格および機能を有する地域の整備をめざす。

- ア 琵琶湖をはじめとする豊かな自然を保全しながら、自然との共生を目指した湖国にふさわしい良好な漁村景観を形成する。
- イ 自然資源や地域で传承されている郷土料理・伝統工芸・伝統芸能等といった地域の諸資源を活かし、漁業体験など多様な余暇活動の場を提供する。
- ウ 漁業体験施設等交流施設を総合的・一体的に整備する。
- エ 漁業振興や関連産業の振興につなげ、地域の活性化を図る。
- オ 琵琶湖や河川の生態系を保全するとともに魚介類の産卵育成に適した漁場の整備をめざす。

(2) 機能の整備の進め方

漁村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に当たっては、次の事項に留意しつつ、漁業団体、市町村等関係者の有機的な連携を図り、計画的・一体的な整備を進める。

- ア 自然環境や周辺景観との保全・調和に配慮する。
- イ 質の高いサービスを提供するなど快適で安全な漁業体験ができるよう努める。
- ウ 地域資源の活用や地域住民の主体性・創意工夫を活かしながら、地域に密着した整備を進める。
- エ 地域の特性を活かした特産品づくりなど水産物や水産加工品の開発・生産を進め、さらに販売促進を図りながら、地域の漁業および関連産業の振興に努める。
- オ 漁業体験の指導、施設の運営等を行う人材の育成に努めるとともに、女性・高齢者が持つ能力の活用を図る。
- カ 漁場の適正、円滑な利用を図るため関係法令等の適切な運用等により漁業者と調整に努める。
- キ 漁場環境の保全、水産資源の保護を図り、地域の漁業生産活動との調和ある共存に配慮した整備推進を図る。

(3) 漁業体験施設等の整備に関する事項

漁業体験施設等の整備に当たっては、漁業法（昭和24年法律第267号）等関係法令と適正な調整を行うとともに、次の事項に留意する。

- ア 琵琶湖をはじめとする地域の自然環境や漁業生産活動との調和、良好な景観や生活環境等の保持・形成、秩序ある土地利用にも十分配慮する。
- イ 地域の特性や自然条件等を活かし、四季を通じて利用される魅力的な施設整備に努める。
- ウ 漁業および漁村地域社会に対する理解を深めることができる内容と形態を有する施設整備に努める。
- エ 地域住民の意向が十分反映されるよう努めるとともに、女性・高齢者が能力を發揮できるよう配慮する。

オ 既存の施設との調和を図りながら、総合的・計画的に設置し、相互に有機的な連携を図る。

第4 その他必要な事項

- 1 農業振興地域整備計画、地域森林計画、市町村森林整備計画、沿岸漁業構造改善事業計画その他農林漁業の振興または農山漁村の整備に関する計画との整合を図る。併せて、森林地域、琵琶湖、河川の生物資源の保全やその他周辺環境の整備等に努める。
- 2 適切かつ円滑な滞在型余暇活動に資するため適切な措置を講ずるよう努める。

○定義

本基本方針における用語の定義は、以下のとおりとする。

- 1 農業滞在型余暇活動とは、主として都市住民が余暇を利用して農村に滞在しつつ行う農作業の体験その他農業に対する理解を深めるための活動をいう。〈法第2条第1項〉
- 2 山村・漁村滞在型余暇活動とは、主として都市住民が余暇を利用して山村または漁村に滞在しつつ行う林業施業または漁ろうの体験その他林業または漁業に対する理解を深めるための活動をいう。〈法第2条第2項〉
- 3 農用地とは、耕作の目的または主として耕作もしくは養畜の業務のための採草もしくは家畜の放牧の目的に供される土地をいう。〈農業振興地域の整備に関する法律第3条第1項〉
- 4 農業体験施設とは、農作業の体験施設、教養文化施設、休養施設、集会施設、宿泊施設、販売施設およびこれら施設の利用上必要な施設をいう。〈法第2条第4項、施行規則第1条〉
具体的には次のような施設が該当する。〈運用通達第1の1〉
 - (1) 農作業の体験施設とは、農作物の作付け、収穫その他の農作業の体験に必要な体験農園等の施設をいう。
 - (2) 教養文化施設とは、地場の農産物を使用した農産加工や料理の体験、地域の農業や農村文化、農家の生活に関する知識の習得に必要な体験学習施設、資料展示施設等をいう。
 - (3) 休養施設とは、農地用その他の農業資源と周辺環境とが一体となって形成している良好な農村の景観の鑑賞に必要な休憩施設、広場施設等をいう。
 - (4) 集会施設とは、地域の農業者との交流、伝統芸能の実演に必要な研究施設、展示場施設等をいう。
 - (5) 宿泊施設とは、宿泊しながら農村滞在型余暇活動が体験できる農林漁業体験民宿、バンガローをいう。
 - (6) 販売施設とは、地場の農産物、農産加工品等の販売に必要な地域特産物販売施設等をいう。
 - (7) 当該施設に附帯して設置される飲食施設、休憩施設、駐車場、管理施設等をいう。